

「IP アドレス割り当て等に関する規則」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>第 28 条 (IP アドレス割り振り手数料)</p> <p>IP 指定事業者は、当センターに対し、別紙「手数料・維持料の額および支払い方法」で定めるところにより、第 12 条によって割り振りを受けた IP アドレス数に応じた基準値に従い IP アドレス割り振り手数料を支払う。ただし、IP 指定事業者が IPv4 アドレス・IPv6 アドレスのいずれを問わず、IP アドレスの割り振りを初めて受けた場合に限り、第 7 条第 2 項の契約料の支払いをもって本条の IP アドレス割り振り手数料を支払ったものとする。</p> <p>2. <削除></p> <p>3. <削除></p>	<p>第 28 条 <u><削除></u></p>
<p>付則</p> <p>13 IP アドレス割り振り手数料は、2014 年 3 月 31 日までに割り振る IP アドレスを対象として請求し、2014 年 4 月 1 日以降に割り振る IP アドレスに対しては適用対象外とする。</p>	<p>付則</p> <p>13 <u><削除></u></p>
<p>付則 (新設)</p>	<p>付則</p> <p><u>17 この規則は、IP アドレス等料金体系一部改定に伴い、2012 年 12 月 10 日に改正され、その規則は 2013 年 4 月 1 日より実施する。</u></p>
<p>別紙</p> <p>1. IP アドレス割り振り手数料 (以下略)</p>	<p>別紙</p> <p>1. <u><削除></u></p>
<p>別紙</p> <p>2. IP アドレス割り振り手数料算出のための基準値 (以下略)</p>	<p>別紙</p> <p>2. <u><削除></u></p>
<p>別紙</p> <p>3. IP アドレス割り振り手数料の支払い方法 (以下略)</p>	<p>別紙</p> <p>3. <u><削除></u></p>
<p>別紙</p> <p>4. IP アドレス維持料 (2013 年度まで) (以下略)</p>	<p>別紙</p> <p>4. <u><削除></u></p>
<p>別紙</p> <p>5. <u>IP アドレス維持料 (2014 年度以降)</u></p>	<p>別紙</p> <p>5. <u>IP アドレス維持料</u></p>